

愛知県消費生活審議会専門部会設置要綱

(設置)

第1 愛知県消費生活審議会規則(昭和50年愛知県規則第85号)第7条第1項の規定に基づき、愛知県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2 専門部会において調査審議する事項は、会長が審議会に諮って決定する。

(構成)

第3 専門部会は、委員及び専門委員10人以内で構成する。

(部会長の代理)

第4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 専門部会は、所掌事項の調査検討等のため必要があると認めるときは、検討小委員会を置くことができる。

(報告)

第6 専門部会の経過及び結果は、部会長が審議会において会長に報告し、会長は、これを審議会に諮って決定するものとする。

(庶務)

第7 専門部会の庶務は、県民文化局県民生活部県民生活課において処理する。

附 則

1 この要綱は、昭和53年6月2日から施行する。

2 表示部会及び危害防止部会は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。